

経済封鎖強化の中のキューバの COVID-19への対応

2020年6月19日
キューバ情勢オンライン会議
資料
クラウディオ・モンソン





→ COVID-19への対応

キューバの医療制度

- キューバ革命により成立した政権は平等社会と高度な社会保障を求めるにつれて無償で普遍的な医療制度を建設
 - 先進国に匹敵する健康指数：
 - 乳児死亡率（1000人あたり4人）、平均寿命（78歳）
 - 1000人当たり医師8.5人
 - UNICEFによると、ラテンアメリカで唯一、子どもの栄養失調を排除した国
 - WHOによると、母親から子どもへのAIDS感染を世界で初めて根絶した国
 - 医療は商品ではなく人権である
 - 医療は利益を上るためのビジネスではなくコストのかかる国家の責任、そのため
 - 医療よりも予防医学を中心にしたシステム
 - 強化されたプライマリーケア、地域ごとにファミリードクターと看護師が存在し、その地域の住民の擁護を日常的に行う
 - ファミリードクターは、上級の総合診療所や病院に行く必要があるかどうかを判断する
 - 米国製の薬品にアクセスが困難なことから独自のバイオテック・製薬業を発達

革命医療制度の特徴としての国際協力

- ▶ 1963年には50人の医師がアルジェリアに派遣された
- ▶ 57年間に渡り、40万人以上の医者が164か国に派遣されている、現在59カ国に28,000人以上派遣されている
- ▶ 1976年から2005年の間に、キューバはイエメン、ガイアナ、エチオピア、ウガンダ、ガーナ、ガンビア、赤道ギニア、ハイチ、ギニアビサウおよび東ティモールに医療学校を設立した
- ▶ 1990年から2011年の間、チェルノブイリ事故に関連した子供たちのためのキューバ総合医療プログラムは、2万6千114人のロシア、ベラルーシ、ウクライナなどからの患者を無料で治療した（すべての生活費を含む）

革命医療制度の特徴としての国際協力

- ▶ 1999年にはELAM（ラテン・アメリカ医学校）がキューバで設立される。今までキューバでは、138か国の35,613人が無料で医療教育を受けている
- ▶ 2004年まで、これらすべて国際支援プログラムのコストはほとんどキューバが負担した
- ▶ 政府開発援助（ODA）の計算の方法を使うと、1980年代にキューバはGDPの0.72%、2004年には2%をODAに当てた（これは先進国がODAに使う約束である、GDPの0.7%をはるかに上回る）
- ▶ 2004年から、前述のサービスは（チェルノブイリを除く）、支払いが可能な国にはコストをカバーするよう、有償となる。

革命医療制度の特徴としての国際協力

- ▶ 2005年には、世界中の自然災害への迅速な対応を専門とするヘンリー・リーブ医師団（Henry Reeve Brigade）が設立される。（ニューオーリンズでハリケーンカトリーナの際に米国に援助を提供するために作られたが、米国政府は支援を受け入れなかった）
- ▶ 設立当初からヘンリー・リーブ医師団（Henry Reeve Brigade）はパキスタン、インドネシア、メキシコ、エクアドル、ペルー、チリ、ベネズエラを含む22か国に派遣されている。COVID19を除いて16の洪水、8つのハリケーン、8つの地震、そして4つの感染症の流行に対応するために7,950人以上のキューバの医師と看護師などの医療関係者が送られている。
 - ▶ 2014、アフリカのエボラ熱の際、医師と看護師、256人を派遣（シエラ・レオナ、リベリア、ギニア）

COVID-19 への対応

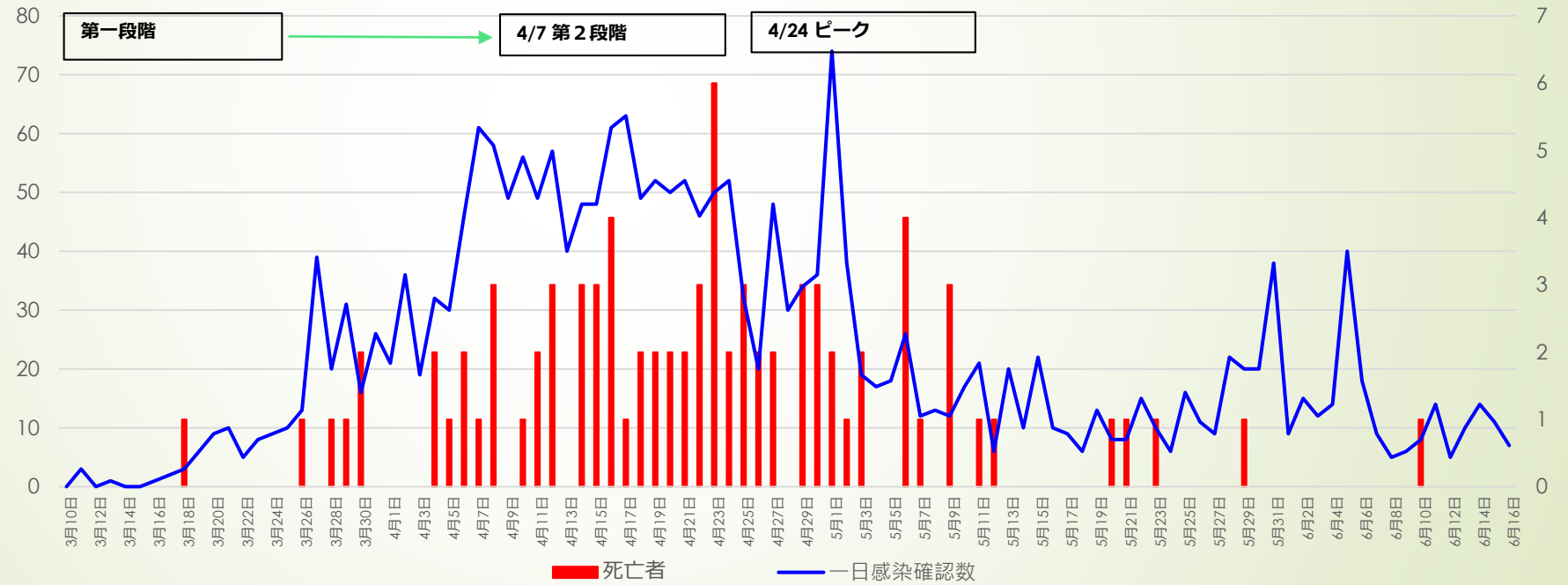
- ▶ 3月11日, キューバで初の感染者が確認される (イタリア人観光客3人)
- ▶ 17日には初の死者が出る
- ▶ 27日には、最初のキューバ人同士のコロナウイルス感染が確認される
- ▶ 6月18日までの数字 :
 - ▶ 感染者数 2,273
 - ▶ 退院数 1,994
 - ▶ 感染容疑入院者数 400
 - ▶ 死者数 84
 - ▶ PCR 数 138,831
 - ▶ 検査結果の陽性率 1.6%
 - ▶ 致死率 3.69%
- ▶ これまでのところ、子供、青年、妊産婦、医療関係者の死亡はない

日本の場合

- 検査結果の陽性率 5%
- 致死率 5%

COVID-19 への対応

キューバCOVID-19一日感染者、死亡者数



COVID-19 への対応

- ▶ 1月、感染者が現れる2か月前から新型コロナウイルス予防対策が立てられる
- ▶ キューバで最初の感染者が出る前から、国民のCOVID-19に対する意識を高めるためにTVキャンペーンが行われ、感染を防ぐ方法が発表される（衛生対策、家庭でマスクの作り方など）
- ▶ 3月20日と24日、2つの対策が発表される
- ▶ 27日にはCOVID-19防止臨時執行委員会が結成される、大統領、首相、保健大臣含む、日に一回会議が行われる

COVID-19 への対応

出入国制限

- ▶ 3月24日以降、キューバ人、キューバ在住の外国人以外の入国を禁止する（外国人観光客の受け入れを禁止、キューバに滞在している外国人旅行者が帰国するための航空機の到着だけが認められる）
- ▶ 4月2日からはすべての入国を禁止する（人道的な理由での帰国は特別許可される）
- ▶ 帰国者は全員指定場所で14日間隔離する、このため特別バスで直接隔離センターに移送する
- ▶ 3月23日以前にキューバに到着した人は、症状がなければ家庭で引き続き隔離する。この人々は居住地域の医師が経過観察を行う。
- ▶ キューバ人の海外への出国を規制する。人道的理由のみ許可
- ▶ **民泊宿泊者の観光客は、ホテルに移動する（宿泊費それまで支払っていた額、交通費は政府負担、お金が無くなった場合、すべての生活費は政府が負担）**

COVID[^]-19 への対応

サービス業制限

- ▶ 飲食店で、テーブルの間を2メートル、席の間を1メートル以上空ける
- ▶ 国内観光、映画、演劇、の夜間活動を禁止
- ▶ ディスコ、プール、ジムを閉鎖、スポーツ活動を中止
- ▶ すべての交通手段の県間運行を中止
- ▶ 学校を一時閉鎖
- ▶ **物資不足のため、国民の移動と行列を最小限におさえるため、必需品の配給を増加化。配給品の種類を増加、補助されていない品物も含む。(キューバには、380万世帯・人口1,115万人をカバーする1万2,767の配給所が存在する)**
- ▶ ボランティアやソーシャルワーカーを使って、高齢者に医薬品や食品を届けるためのプログラムを開始

COVID \yen -19 への対応

労働・収入支援

- ▶ パンデミックに伴う制限による労働の配転、感染者の賃金の対策、国営企業、民間部門の税金対策などの一連の経済対策を実施する
- ▶ テレワークがすすめられ、この形式で働く労働者への賃金は変わらない
- ▶ 自営業者は、政府の指示あるいは自らの意志によるものであるにせよ、営業を行わない場合、納税の義務を逃れる、一時的にライセンスの停止を申請できる
- ▶ 活動を継続している自営業に対し、パンデミックによる収入への影響がある場合、月額納税額の減額を行う
- ▶ **労働が遮断された場合、労働力を必要とするところへの労働者の配転を考える。配転が不可能な場合、最初の1カ月は100%、次から60%の賃金を支払う**
- ▶ コロナ感染の入院者は、賃金平均の50%相当の補助金を受け取る。入院していない場合は60%を支払う
- ▶ 政府の措置により収入が不足するにいたった家族は、家族人数に応じて、社会扶助を受けることができる

COVID-19 への対応

情報提供

- ▶ 3月末以降、毎朝9時に保健省により前日24時までのCOVID-19に関する詳細情報が公開される。同時にテレビで保健省の疫学部長が記者会見で上記の情報を説明する。名前は伏せたものの患者の年齢、性別、居住区名、感染経路、症例の進展、コロナに関する国際情報が詳細に報道される。
- ▶ COVID-19防止臨時執行委員会の会議のまとめが毎日放送される。
- ▶ キューバ大統領と著名な科学研究者との共著の論文を発表、COVID-19の枠組みで政府の管理と科学機関との関係

COVID-19 への対応

医療対策

- ▶ 感染容疑者を早期に見つけるため、コロナ予防についての意識を高めるため、家庭・職場訪問監察がファミリドクターと医学生により週に一回行われる
- ▶ キューバの対策でもう一つの特徴的なのは、過去14日間に感染者と確認された患者と接触したすべての人々を感染容疑者として区別することである。これらは、陽性の症例とは別に、14日間、病院や隔離センターに入院されることで感染の連鎖を遮断し、感染容疑者を薬物で免疫反応を高め、感染しているのであれば症状の悪化を防ぐことができる
- ▶ 感染容疑者が陽性と確認されたパーセンテージはおおよそ25%であるためこの措置は効果的であったと考えられる
- ▶ 感染容疑者以外にも、弱者と退院者をプライマリーケア・システムにより監視される
- ▶ 一方、海外からの入国者は、症状の有無にかかわらず、隔離センターに14日間入院する
- ▶ クラスターが確認された場合は、その地域で28日間隔離が確立される
- ▶ 診断と治療はキューバ人か外国人かに関わらず完全に無償

COVID-19 への対応

政府機関と科学の緊密な協力

- ▶ ハバナ大学の数学および地理学部の研究者によって作られた**感染の数理モデル**や**ジオロケーションモデル**の使用
- ▶ パンデミック時の人口移動を分析するためビッグデータ技術を使用
- ▶ 民間生産者の協力も含む、医者・看護師のための保護道具の開発と生産
- ▶ **肺換気装置のキューバプロトタイプ**の設計と開発
- ▶ **5つのキューバワクチン候補**の開発
- ▶ キューバ産の**インターフェロン**を含む、**キューバ製の薬品**（主に免疫力を高めるための薬）の使用、**これにより深刻な状況にある患者の80%が救われる**、（国際データによると世界では80%近くが亡くなっている）
- ▶ パンデミックの社会的影響を緩和するため、政府と社会科学の協力
- ▶ 毎月、閣僚評議会は経済諮問グループとミーティングでCOVID-19の**経済影響と必要な生産的変革**について会議を行う

パンデミックの中の国際支援

- ▶ 3月16日カリブ海にあった感染が確認されていた英国のクルーズ船の入港を許可
- ▶ 28カ国に3,357人の専門家で構成された35の医療団を派遣
- ▶ もちろんパンデミック以前から59か国に派遣されていた2万8千人の医師や看護師もCOVID-19のコントロールに協力している
 - *6月13日まで、キューバの医療協力者はCOVID-19の患者を109,211人を治療していた
- ▶ 6月8日、イタリアのロンバルディアに派遣されていた医者団第一陣（36名の医者と15名の看護師）がキューバに帰国
- ▶ キューバの貢献の中には、研究成果やパンデミックに関わる情報の国際レベルでの科学者、専門家、組織との共有も挙げられます

MAPA COOPERACIÓN MÉDICA DE #CUBA EN EL MUNDO.

(Incluyendo el enfrentamiento a la COVID-19)





■ キューバに対する米国の経済封鎖

キューバに対する米国の経済封鎖 法的基盤 1

1961年、対外援助法、非軍事援助を行う機関として米国際開発庁（USAID）設立。第620章で、対キューバ援助を禁止する。

1962年、対外援助法の第620章に基づく、対キューバ大統領声明3447でキューバとの貿易を全面的に禁止（経済封鎖）。

1963年、1917年の敵国通商法に基づく、キューバ資産管理規定を制定。キューバ経済封鎖実施の米国内の詳細規定を制定。

1977年、国際緊急経済権限法。米大統領に国際緊急時の米国の貿易を規制する権限を与える。キューバに対する制裁の法的基盤となる。

1979年、米国輸出管理法（EAA）。米国の安全保障の観点から、米国の輸出を規制する権限を大統領に付与する。

1979年、輸出管理規制（EAR）の第746篇、キューバへの輸出、再輸出を禁止

キューバに対する米国の経済封鎖 法的基盤 2

- ▶ 1992年、トリチェリ法（キューバ民主主義法、CDA）。第三国の米国子会社のキューバとの貿易を禁止。キューバ寄港の船舶の180日以内の米国寄港を禁止。
- ▶ 1996年、ヘルムズ・バートン法（キューバの自由と民主主義連帯（リベルタ）法）。目的：キューバ国民が自由と繁栄を再び手に入れるとともに、西半球において民主主義社会に復帰するのを助ける。第1章国連安保理に強制的な国際的制裁を決定するよう要請。第3章革命後米国籍を持ったものも含め、米国民の資産の権利を保護する。第4章該当外国人のアメリカ入国禁止。
- ▶ 1999年、同財政年度の補正および緊急割当法の第211節。キューバで国有化された商標の米国における登録の禁止、及び米国裁判所による同商標の判決の承認。
- ▶ 2000年、貿易制裁改革及び輸出促進法。キューバへの米国の農産物の輸出を前払い現金条件で承認しつつ、アメリカ人のキューバ観光旅行を禁止する。

キューバ経済への封鎖の影響

- キューバ産品にとって自然な市場である米国との貿易が制限される。第三国にある米企業の子会社にもキューバとの取引を禁止。2000年からは農産物や薬品の輸入みが許されるが米国財務省のライセンスを得る必要がある、前払い現金で支払わなければならない。

*2019年にキューバは57の米国企業に医療品の輸入を要求したが、2020年2月まで50が応答しなかった、3企業が封鎖のためキューバと取引することができないと答えた

- キューバ寄港した船は船籍（登録国）にかかわらず180日間の米国への入港を禁止
- キューバでの事業が米国市民、あるいは米国市民権を革命後取得したキューバ人が請求している財産に関連する場合、第三国の企業が米国の裁判所に訴訟を起こされる可能性がある
- 第三国の企業にキューバ産の製品、またはキューバ産の部品を取り入れた製品を米国に輸出することを禁止
- 第三国の企業に、構成要素の10%以上がアメリカ産の製品やサービスをキューバに輸出することを禁止
- 第三国の銀行がキューバの法人または個人に米ドルで口座を開設すること、またはキューバの企業と個人とドルで金融取引を禁止、制裁対象となっているキューバ企業との間の送金禁止

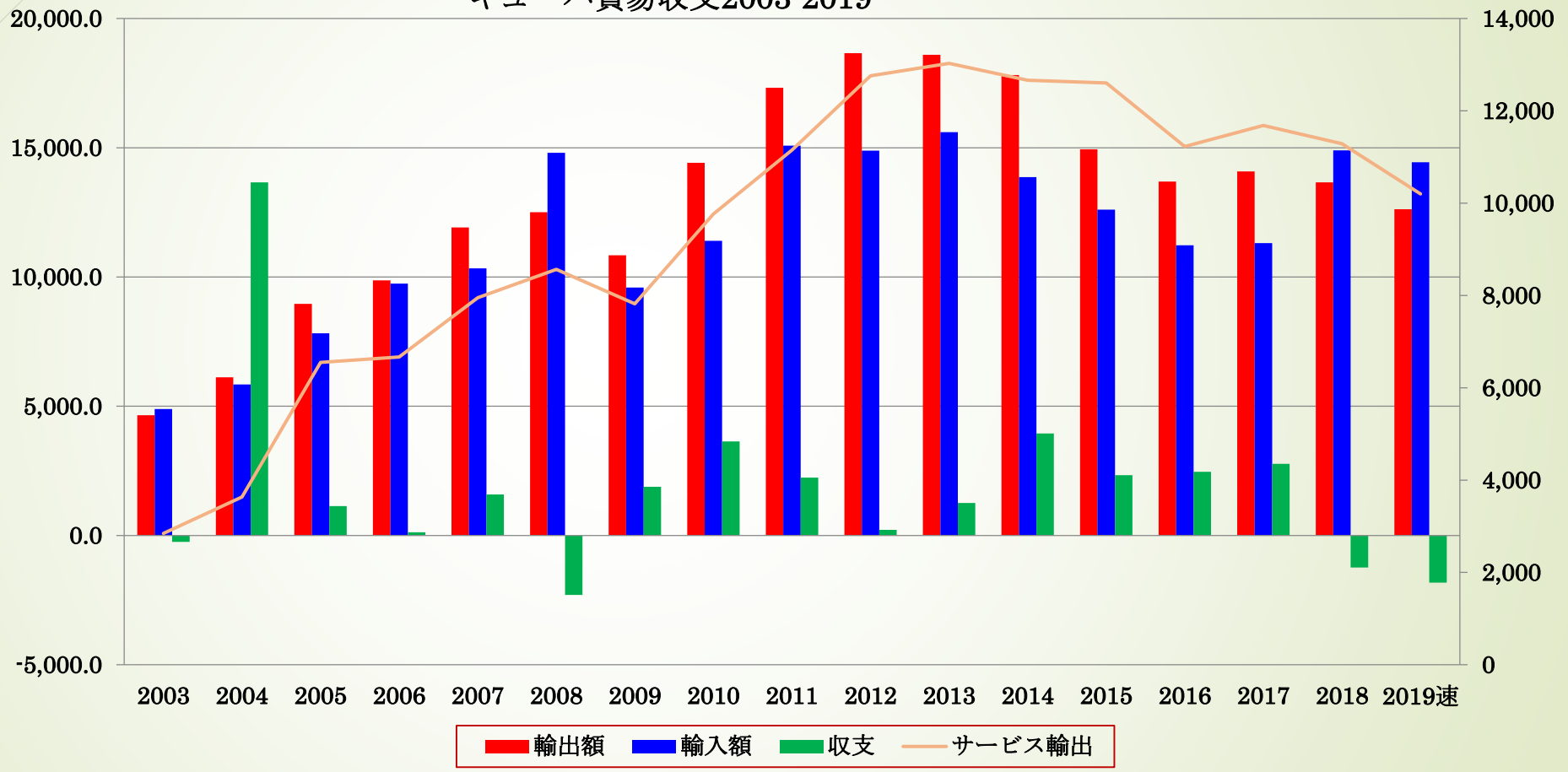
キューバ経済への封鎖の影響

- ▶ 遠い市場との取引が強いられるため保険や貨物の輸送コスト上昇、不利な条件での取引。過剰な在庫の所持。
- ▶ 米国の制裁を恐れ、国際サプライチェーンに参加するのが困難
- ▶ 競争力の低下
- ▶ カントリーリスクの拡大と米企業が所有する最先端技術へのアクセスの不可。
- ▶ 二重の外貨両替が必要であるため、二重両替によるコスト、為替レートの変化による損失、またはその損失をカバーする保険のコストが発生する。
- ▶ 多数の外国銀行がキューバの口座を閉鎖、キューバの銀行からの支払いを拒否、キューバへの送金を拒否
- ▶ 外国企業への圧力により投資家の意欲喪失
- ▶ キューバの国際貿易と外貨準備に強烈な圧力がかかる



単位100万ペソ

キューバ貿易収支2003-2019



トランプ政権下の経済封鎖の強化

- 米国人のキューバ訪問を再制限する
- 米国籍のクルーズ船、および一般船舶のキューバへの訪問を禁止する、飛行機便はハバナだけに制限される
- 米国の市民および企業は、米国国務省のキューバ制裁リストに含まれている200以上のキューバ企業との関係を禁じられる
- 送金は3ヶ月ごとに米国から1000ドルに制限される
- OFAC（米財務省外国資産管理局）によるキューバ金融制裁の強化
- ヘルムス・バートン法の第3章と第4章の適用が発表される
- 2019年だけでも、米国は封鎖の強化に関連して86の措置を講じた。このうち44件は、米国またはその他の国の企業に対する罰金および制裁措置。31件は域外適用性を持つもの。
- キューバの医療協力を終了するよう各国に圧力。キューバの派遣医師は奴隷労働と言いがかりをつけ、イメージダウンを図る。人身売買リストに加える
- キューバに石油を輸送する船や運輸会社に圧力、制裁をかける
- キューバをテロ対策非協力国家のリストに加える

ヘルムズ・バートン法

- ▶ ソ連と社会主義圏の崩壊後、キューバが外国投資を促進するにあたり、ヘルムズ・バートン法が制定される。
- ▶ 第3章には：
 - 革命により国有化もしくは放棄された財産の旧所有者が、その時点で米国市民だったかどうかにかかわらず、その財産と関連した商業・経済活動を行った団体（どこの法人にもかかわらず）の米国の法廷における訴訟提起を認める
 - キューバと経済関係を持つ第三国の企業が米国の裁判所に訴訟を起こされる可能性がある。つまり外国の投資家は米国政府の圧力により投資の意欲喪失。

第4章には：該当外国人のアメリカ入国禁止

- アメリカ市民が請求権を有する資産を接收したり、接收を指導したもの、その資産で営業を行っているもの、また、接收資産の経営権をもち、営業を行っている組織の役員、経営者、株主、上記に該当する妻、子息、その代理人は、アメリカへの入国を禁止する。

キューバに対する米国の経済封鎖

- ▶ 封鎖の目的は、1960年にマロリー・米州担当国務次官補（当時）が書き記した覚書が明解に示している。

「キューバ人の大半がカストロを支持している。（中略）効果的な反体制派は存在しない。（中略）政府への支持を低下させる唯一の効果的な方法は、経済的不満と困窮を通じて幻滅と落胆を煽ることである。（中略）キューバ経済を弱体化させるため、あらゆる可能な手立てを早急に講じなければならず、名目・実質賃金を減少させるためキューバへの資金と供給を拒むことで、飢えと絶望及び政府の転覆を誘発することが目的である」

- ▶ 1961年11月30日、J・F・ケネディ大統領は革命を破壊するためのマングース計画を承認する：マングース計画＝キューバ侵攻計画作成される。同月11月30日、計画書、ケネディ大統領により署名、承認される。

「政治的活動（反政権）は、共産主義政権が国のニーズを満たす努力に失敗するように誘導された経済戦争によって支持され、心理的活動は政権に対する国民の不満を増大させる...」

キューバに対する米国の経済封鎖

- ▶ 1996年のヘルムズ・バートン法の第2章では現法律の目的とキューバに対する米政府の計画がはっきり書かれている:
 - ✓ 革命政府の転覆、その後の米国の監督による統治、そしてワシントンに従属する反革命政府の設立の...任務は、土地の旧所有者もしくはその子孫により権利請求される全ての土地について、...その旧所有者に対する返還もしくは支払いをすることである。その期間の間も、経済封鎖は完全に効力を維持することとなっている。
- ▶ つまり経済封鎖の目的は政権交代により、60年間にわたって国民の大半の支持を受けて革命が行ってきた政策をすべて打ち消し、社会の所有構造を1959年以前に戻すことである（農業改革、都市改革、）

キューバに対する米国の経済封鎖

- 経済封鎖に関わるもう一つの側面は、心理戦と、これまでの対策や措置を正当化しようとする動きである
 - 反革命プロパガンダ
 - 新型コロナウイルス対応
 - 米企業の国有化の違法を訴える、テロ支援国家リストに加える、人権侵害の疑いをかける
 - キューバの経済問題は、経済封鎖のせいではなく"内側からの経済封鎖"（政府の間違った経済政策や、改革を望んでいない指導部のせいと主張）
 - 社会主義は非効率的で生産性が低い
 - 非論理的にも"キューバの指導部は市民をコントロールするために意図的に国民の生活水準を最低限に抑えている"と言っている

キューバに対する米国の経済封鎖

- ▶ 中央集権化、官僚主義、インセンティブの少なさなどから社会主義計画経済は、資本主義と比べたら非効率的で生産性が低いといわれてきた
- ▶ キューバの生産性を分析する場合、効率的かどうかとともに、投資不足を考える必要がある
- ▶ 貿易依存度が非常に高い（食料品だけでも70%以上が輸入される）。
- ▶ 医療・教育など、高い水準の生活に関わる消費は、国民の権利として国が保障するため、経済封鎖により外貨準備が少ないということもあいまって、投資は最低限に抑えられてしまう。

国民所得 = 貯蓄（投資） + 消費。貯蓄 < 消費 であるから、投資が少なくなる

- ▶ 経済をもっと効率的にしようと、市場化を進めたとしても、外貨準備不足の状況では投資が十分に出来ない枠組みでは買い占めや投機が起き、成長につながらず格差が広がるだけである。

キューバに対する米国の経済封鎖

もう一つのメッセージは革命政権は独裁政権で国民の代表ではない、したがって米国は政権交代を進める権利がある、という主張がある。

- 発表者は、複数政党制が民主的で一党制がそうではないとは思っていない。キューバは、十分民主的である
- この考えだと、これまでの革命への大半の国民の支持を説明できない。
- 一例として、憲法改正のための国民投票の例を挙げると、選挙権を持つ国民の90.15%が投票、86.85%が支持
- これを説明するために、米国やマイアミの反革命勢力は、こう説明する
 - **強制的に投票させられた**
 - **キューバ人は洗脳されている**

つまりキューバでの憲法改正国民投票の支持は、大半であるのに、市民を代表していない。その代わりに米国が支持するマイアミの少数派の反革命勢力にキューバ国民を代表する権利があると主張する。(非民主的、非常識的)

キューバに対する米国の経済封鎖

こういうメッセージを含んだ攻撃的な発言はヘイトを高める効果がある

- ▶ キューバでSNS などを見ると、最近、革命に賛成するキューバ人に攻撃的な個人メッセージや脅かしが増えている（家族や個人に被害を加えるという脅かしを含む）
- ▶ 今年4月30日午前2時、在ワシントンのキューバ大使館に対してキューバ出身で在米の人物がライフルで30発以上を撃ち込むテロ事件が起きる
- ▶ この人物は反革命勢力とのかかわりについては証拠はないが反革命勢力と関わりのある教会に通っていた。事件が起きて間もなく二人の過激反革命活動家が写真を撮っていた
- ▶ 今日まで米務省、米国政府のいずれも、事件を糾弾する正式な声明を発表しておらず、これは共犯的沈黙として解釈が可能である
- ▶ キューバ革命の歴史で外交館や施設に対して500を超える攻撃やテロ行為が確認されている







ご清聴ありがとうございました